

市民部の基本方針

(職員数は平成30年4月1日現在)

部局名 市民部
 部長名 武井 輝夫

部局内の執行体制		
課名	課長名	職員数
協働推進課	そが かずあき 曾我 一章	9
市民課	たかなし あけみ 高梨 明美	50
市民情報・相談課	くまかわ やすなり 熊川 泰成	14
文化・交流課	こすげ まさと 小菅 正人	10
人権・男女共同参画課	こみね なおこ 小峰 直子	5

基本方針

地域で活動する団体や市民活動団体等が連携し、多様化する地域課題を主体的に解決する取組や芸術文化の拠点の整備及び振興、姉妹都市及び友好都市との交流を推進します。また、広聴活動・相談業務の充実、個人情報の保護と適正な利活用に努めるとともに、消費者被害の防止及び救済に向けた取組により、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。さらに、一人ひとりの人権が尊重される人権施策を推進するとともに、男女共同参画社会の実現を目指します。

市民窓口のより質の高い行政サービスを提供するため、民間活力の活用に向けた取組を推進します。

施策名

基本施策1-③ 生涯学習や芸術・文化活動の環境を充実する
 基本施策1-⑥ 活発な市民の交流を促進する
 基本施策1-⑧ 人権尊重・男女共同参画を推進する
 基本施策2-⑥ コミュニティ活動を促進する
 基本施策2-⑨ 日常生活の安心・安全を高める
 重点施策II-(1) 若い世代の結婚・出産を支援する
 重点施策IV-(2) 犯罪や消費者被害を防止する

平成30年度の目標

NO.	施策区分	目標
1	1-③	(仮称)新文化センターは、見附台周辺地区整備と一体で管理運営に係る事業者の選定を行います。また、市民センターは解体設計を進めるとともに、年度中の閉館及び解体工事に向けた準備を進めます。
2	1-⑧	男女がともに活躍できる社会の実現に向けて、引き続き「イクボス宣言企業登録制度」の周知及び登録企業の増加に努めるなど、女性の活躍や働き方改革の更なる推進を図ります。また、人権についての正しい理解が深められるよう、人権意識の普及・啓発に努めます。
3	2-⑥	ひらつか市民活動センターの情報発信力を高めて市民活動の普及啓発を図るとともに、新たな活動を誘発する市民活動団体と企業等との連携の促進など、効果的な支援により市民活動の活性化を目指します。
4	2-⑨ IV-(2)	消費者被害の未然防止や消費者の自立を支援するため、消費生活に関する出前講座等の開催や広報媒体等を活用した情報提供を行います。また、消費者契約に関するトラブルから消費者を救済するために消費生活相談を実施します。
5	体系外	市民課の窓口業務について、来庁者の待ち時間の短縮等の市民サービス向上を図るため、庁内関係課と連携して民間活力の活用に向けた手続きを進めていきます。